

重要事項説明書
重度化における指針
利用契約書
個人情報同意書

様

重要事項説明書

1. 事業所・運営法人の概要

「いまから」の運営は、有限会社アドバンスが行っています。

(1) 事業所の概要

事業所名	いまから 保険事業者指定番号：3491502989 事業開始年月日：令和8年7月1日
所在地	広島県福山市新市町下安井739
実施事業	看護小規模多機能型居宅介護
概要	木造平屋建て

(2) 運営法人の概要

法人名	有限会社アドバンス
所在地	広島県府中市元町271番地1
法人代表者	代表取締役 藤岡秀行
電話番号	0847-40-0066

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社アドバンスが運営する いまから（以下「事業所」という）が行う看護小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護1～5の被認定者（以下「利用者」という）に対し、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。また医療依存度の高い利用者に対しても安全かつ適切な療養環境を提供することを事業の目的とする
運営の方針	事業の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービス（看護・介護）を柔軟に組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、看護と介護が一体となった包括的なケアを提供する。また、地域住民、保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。病院等の臨床現場において実務経験を積んだ看護師を配置し、医療依存度の高い利

	利用者に対しても 24 時間 365 日体制で安心・安全な療養生活を支援することを方針とする。
--	--

（４）事業所の職員体制（令和 8 年 7 月 1 日時点）

管理者	小山 真穂
-----	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	1.事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2.法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常 勤 1 名
介護支援専門員	1.適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2.連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	非常勤 1 名
看護従事者	1.利用者の病状、心身の状況等を確認し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき看護・介護業務を行います。	常 勤 4 名 非常勤 1 名
介護従事者	利用者の日常生活上の援助及び身体介護を看護職員と連携して行います。	常 勤 8 名

（５）営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365 日
通いサービス提供時間	基本時間 10 時～17 時まで
宿泊サービス提供時間	基本時間 17 時～10 時まで
訪問サービス提供時間	24 時間
通常の実施地域	福山市北部 2 圏域と府中市広谷町、中須町

（６）登録定員及び利用定員

登録定員	25 名
通いサービス利用定員	15 名
宿泊サービス利用定員	5 名

2. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービス（看護・介護）を柔軟に組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、看護と介護が一体となった包括的なケアを提供するため、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	医療的ケア（処置）	1 利用者の病状、心身の状況等を確認し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な処置を行います。 ※経管栄養、カテーテル（留置尿道カテーテル等）の管理、点滴・注射：在宅酸素療法、インスリン注射、IVH（中心静脈栄養）の管理、褥瘡（床ずれ）ケア：高度な創傷処置、たんの吸引や人工呼吸器の管理。

	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の調理・介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	医療的ケア（処置）	1 利用者の病状、心身の状況等を確認し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な処置を行います。 ※経管栄養、カテーテル（留置尿道カテーテル等）の管理、点滴・注射：在宅酸素療法、インスリン注射、IVH（中心静脈栄養）の管理、褥瘡（床ずれ）ケア：高度な創傷処置、たんの吸引や人工呼吸器の管理。
	その他	1 利用者の自宅へ訪問し安否確認等を行います。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ③ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 介護保険給付サービス利用料金

≪看護小規模多機能型居宅介護費≫

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	12,447	104,580 円	12,447 円	24,894 円	37,341 円
	要介護2	17,415	174,150 円	17,415 円	34,830 円	52,245 円
	要介護3	24,481	244,810 円	24,481 円	48,962 円	73,443 円
	要介護4	27,766	277,660 円	27,766 円	55,532 円	83,298 円
	要介護5	31,408	314,080 円	31,408 円	62,816 円	94,224 円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物	要介護1	11,214	112,140 円	11,214 円	22,428 円	33,642 円
	要介護2	15,691	156,910 円	15,691 円	31,382 円	47,073 円
	要介護3	22,057	220,570 円	22,057 円	44,114 円	66,171 円
	要介護4	25,017	250,170 円	25,017 円	50,034 円	75,051 円
	要介護5	28,298	282,980 円	28,298 円	56,596 円	84,894 円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護1	571	5,710円	571円	1,142円	2,284円
	要介護2	638	6,380円	638円	1,276円	2,552円
	要介護3	706	7,060円	706円	1,412円	2,824円
	要介護4	773	7,730円	773円	1,546円	3,092円
	要介護5	839	8,390円	839円	1,678円	3,356円

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 看護小規模多機能型居宅介護費（同一建物・同一建物以外）について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。

(3) その他費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 往復 1km当たり20円
① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 往復 1km当たり20円
③ 食事の提供に要する費用	朝食 400円/回 昼食 750円/回 夕食 650円/回
② 宿泊に要する費用	3000円

⑤おむつ代	実費
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

3. 費用の支払い方法

原則として、自動口座引き落としとします。

当月分利用料は翌月 27 日に引き落としとなります。

但し金融機関は休みの場合は翌営業日となります。

4. 提携医療機関と提携老人保健施設について

医療機関名	所在地	主な診療科目
おきとう歯科クリニック	福山市神辺町新徳田 3-495	歯科
寺岡記念病院	福山市新市町大字新市 37 番地	総合病院
ジョイトピアおおさ	福山市新市町下安井 3500 番地	特別養護老人ホーム
ジョイトピアしんいち	福山市新市町下安井 3510 番地	老人保健施設

5. 家族報告について

利用者が利用開始されてから、「いまから」と家族との関係をより密にするために以下のご協力を可能な範囲でお願いします。

- ① 定期的な家族交流会の実施
- ② 利用者の趣味・生活歴・好きなもの・行きたい場所などの情報交換

6. お願い

利用前、以下の書類をご用意ください。

- ① 健康保険者証
- ② 介護保険被保険者証
- ③ 介護保険負担割合証
- ④ その他必要な書類

7. 苦情相談機関

内部苦情相談窓口	いまから 福山市新市町下安井 7 3 9 TEL：0 8 4 7－4 0－3 0 2 6 担当者：管理者
外部苦情申立機関	広島県国民健康保険団体連合会 広島市中区東白鳥町 1 9－4 9 TEL：0 8 2－5 5 4－0 7 8 3
	福山市 介護保険課 広島県福山市東桜町 3 番 5 号 TEL：0 8 4－9 2 8－1 1 6 6

8. 事故と損害賠償について

利用者が入居された後、万が一の事故発生に備えて下記の保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

- (1) 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。
- (3) 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

9. サービス提供記録の開示に関して

ご提供させて頂きましたサービス記録につきましては、事業所の業務に支障のない時間において、利用者及びそのご家族（2親等までの血族に限ります。）の求めに応じて開示させて頂きます。

年 月 日

事業所名 : いまから

所在地 : 広島県福山市新市町下安井 739

説明者職・氏名 : _____

私は本書面に基づいて重要事項説明書、重度化した場合における対応に係る指針、看取りに関する指針の説明を受けた事を、確認の上、同意致します。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

(家族代表者) 続柄: _____

住所 _____

氏名 _____

(身元引受人兼連帯保証人) 続柄: _____

住所 _____

氏名 _____

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1日につき
認知症加算(Ⅰ)	920	9,200 円	920 円	1,840 円	2,760 円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)	890	8,900 円	890 円	1,780 円	2,670 円	1月につき
認知症加算(Ⅲ)	760	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	800	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1月につき
栄養アセスメント加算	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1月につき
栄養改善加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1月につき
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	1月につき 2 回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,600 円	160 円	320 円	480 円	1月につき 2 回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1回につき
退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	退院退所時につき 1 回
ターミナルケア加算	2,500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡月に1回
緊急時対応加算	774	7,740 円	774 円	1,548 円	2,322 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月につき
専門管理加算イ・ロ	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月につき
遠隔死亡診断補助加算	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	死亡月に 1 回
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	130 円	13 円	26 円	39 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	150 円	15 円	30 円	45 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
訪問体制強化加算	1,000	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000	30,000 円	3,000 円	6,000 円	9,000 円	1 月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	1 月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	12,000 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	1月につき

総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,500 円	750 円	1,500 円	2,250 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	(看護小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	250 円	25 円	50 円	75 円	1日につき (短期利用の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	210 円	21 円	42 円	63 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	120 円	12 円	24 円	36 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 14.9%	左記の単位数×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)介護職員等処遇改善加算を除く。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 14.6%					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 13.4%					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 10.6%					

※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に(介護予防)看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7 日間を限度として算定します。

※ 認知症加算(Ⅰ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

認知症加算(Ⅱ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護 2 の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

※ 退去時共同指導加算は、病院等の退院時に、当該医療機関の医師等と当事業所の看護師が共同で療養上の指導を行い、円滑な在宅移行に向けた支援を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、終末期の利用者に対し、医師の指示のもとで 24 時間体制の看護・介護を提供し看取りに係る適切な援助を行った場合に算定します。

※ 看護体制強化加算は、看護職員を基準以上に配置し、医療依存度の高い利用者や看取り期の利用者を一定数以上受け入れる体制を維持している場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡(床ずれ)の発生リスクを継続的に評価し、予防計画の策定や栄養状態の

改善など、組織的な管理・ケアを実施した場合に算定します。

- ※ 排せつ支援加算は、排せつに困難を抱える利用者に対し、心身の状態に応じた支援計画を作成し、自立に向けた継続的な支援や処置を行った場合に算定します。
- ※ 専門管理加算は、緩和ケア等の特定分野において、高度な専門知識を有する認定看護師等が、直接的なケアの提供や専門的な助言を行った場合に算定します。
- ※ 特別管理加算は、点滴やカテーテル等の医療機器を使用している重度な利用者に対し、計画的な医学的管理および専門的な処置を行った場合に算定します。
- ※ 緊急時対応加算は、24 時間 365 日の連絡体制を維持し、容体の急変時等に看護師が迅速な電話相談や緊急訪問、医師への報告を行った場合に算定します。
- ※ 遠隔死亡診断補助加算は、看取りの際、医師が即座に立ち会えない状況下において、情報通信機器を用いて看護師が医師の死亡診断を補助した場合に算定します。
- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するための看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看護小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

重度化した場合における対応に係る指針

① 急性期における医師や医療機関との連携体制

1. 利用者が急病等になった場合、協力医療機関又は主治医に連絡し対応の指示を受け速やかに適切な処置を行います。
2. 利用者が体調の急変などにより入院となった場合、協力医療機関の医師又は主治医又は入院先の医師、看護師等と治療内容、入院期間退院計画等を検討し管理者とご家族等との間で、以後の入居方針等について確認、話し合いを行い対応致します。

② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食事の取り扱い

1. 家賃、管理費について
利用者の入院期間中における、家賃、管理費は、入居中とみなし通常通りのご負担とさせていただきます。
2. 食費について
食事代については、利用日数分をご負担頂きます。
3. 入院が長期化する場合は、1ヶ月を目途に退居の相談をさせていただきます。

③ 看取りに関する指針

1. 看取り介護の考え方
看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めてこれを行うことである。
2. 看取り介護の視点
終末期の過程においては、その死をどのように受けとめるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、利用者・家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。
 - (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業所における医療体制の理解（常勤医師の配置がないこと、協力医療機関と連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じて健康上の管理等に対応すること）
 - (2) 症状の変化等に伴う緊急時の対応については医師との連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき医師との連絡をとって緊急対応を行うこと。
 - (3) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。

(4) 家族との 24 時間連絡体制を確保していること。

(5) 看取り介護に関する家族の同意を得ること。

3. 看取り介護の具体的支援内容

(1) 利用者に対する具体的支援

■ 身体的ケア

- ・バイタルサインの確認
- ・環境の整備を行う
- ・安寧、安楽への配慮
- ・清潔への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・排泄ケアを適切に行う
- ・発熱、疼痛への配慮

■ 精神的ケア

- ・身体的苦痛の緩和
- ・コミュニケーションを重視する
- ・プライバシーへの配慮を行う
- ・全てを受容しニーズに沿う態度で接する

■ 看護処置

医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を看護師によって行う。

(2) 家族に対する支援

- ・話しやすい環境を作る
- ・家族関係への支援にも配慮する
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・死後の援助を行う

看取りに関する指針

①看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めてこれを行うことである。

②看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受けとめるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、利用者・家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業所における医療体制の理解（常勤医師の配置がないこと、協力医療機関と連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じて健康上の管理等に対応すること）
- (2) 症状の変化等に伴う緊急時の対応については医師との連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき医師との連絡をとって緊急対応を行うこと。
- (3) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。
- (4) 家族との24時間連絡体制を確保していること。
- (5) 看取り介護に関する家族の同意を得ること。

③看取り介護の具体的支援内容

I 利用者に対する具体的支援

■身体的ケア

- ・バイタルサインの確認
- ・環境の整備を行う
- ・安寧、安楽への配慮
- ・清潔への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・排泄ケアを適切に行う
- ・発熱、疼痛への配慮

■精神的ケア

- ・身体的苦痛の緩和
- ・コミュニケーションを重視する
- ・プライバシーへの配慮を行う
- ・全てを受容しニーズに沿う態度で接する

■看護処置

医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を看護師によって行う。

II 家族に対する支援

- ・話しやすい環境を作る
- ・家族関係への支援にも
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・死後の援助を行う

④看取り介護の具体的方法

1. 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、且つ医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者又は家族に対しその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を看護小規模多機能型居宅介護事業所で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

2. 医師よりの説明

医師が上記に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて医師より利用者又は家族への説明を行う。このさい看護小規模多機能型居宅介護でできる看取りの体制を示す。

この説明を受けたうえで、利用者又は家族は利用者が看護小規模多機能型居宅介護で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するかは選択することができる。医療機関を入院希望する場合は、看護小規模多機能型居宅介護事業所は入院に向けた支援を行う。

3. 看取り介護の実施

家族が看護小規模多機能型居宅介護事業所で看取り介護を行うことを希望した場合は、計画作成担当者は医師、看護師、介護職員等と協同して看取り介護の計画を作成すること。なおこの計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられる。

看取り介護の実施に関しては個室で対応すること。なお家族が泊りを希望する場合、看取りの個室

看護小規模多機能型居宅介護の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者又は家族の支えともなり得る身体的・精神的支援に努めること。

看取り介護についての同意書

私は _____ の看取り介護について施設の看取り介護の指針に基づく対応並びに医師の説明を受け、私どもの意向に沿ったものであり下記の内容を確認し同意します。

記

- ① 医療機関の対応は _____ 年 ____ 月 ____ 日をもって、本人に苦痛を伴う処置対応をおこないません。また、危篤の状態に陥った場合も病院には搬送せず施設内にて最期を看取ります。
 - ② 身体的介護では安心できる声かけをし、身近に人のかんじられるように _____ 様の尊厳を守る援助をいたします。
 - ③ 食事はできる限り経口摂取に努めます
 - ④ 医師に指示を仰ぎながら苦痛や痛みを和らげる方法を取り、施設内で出来る限りの看取り介護を行います。
 - ⑤ ただし、ご本人、ご家族の意向に変化があった場合は、その意向に従い援助をさせていただきます。
- 有限会社アドバンス ここから

管理者 _____

以上

_____ 年 ____ 月 ____ 日

家族代表者 _____ 住所 _____

_____ 氏名 _____ (続柄)

(その他の家族) _____ 住所 _____

_____ 氏名 _____ (続柄)

説明医師 _____ 医療機関名 _____

_____ 氏名 _____

施設立会人 _____ 職種 _____

_____ 氏名 _____

利用契約書

契約当事者の表示

利用者

氏名

性別	男・女	生年月日	大・昭	年	月	日
介護保険被保険者番号						
要支援、要介護状態区分		要支援 2	要介護 1	2	3	4 5
要介護認定の有効期間 要支援認定の有効期間		～				
被保険者証記載の特記事項（特記事項がない場合は斜線を引く）						

家族代表者

氏名

（利用者との関係： ）

看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「事業者」という）

事業者名 有限会社アドバンス

事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所、以下「看多機」という）

（看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定番号：）

事業所名：いまから

利用開始日 年 月 日

事業者は、要介護 1～5 の被認定者に対し、それぞれが尊厳を保持し、その有する能力に応じ、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共

に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、家族代表者は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適にその居宅で暮らせるために機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は家族代表者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

1 この契約の契約期間は利用開始日より要介護認定期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人及び連帯保証人）

1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお家族代表者は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び家族代表者の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要であると認め要請したときはこれに応じて協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

3 連帯保証人は利用者が事業者に対してこの契約上負担する一切の責務を、極度額20万円の範囲内で連帯して保証する。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、看護小規模多機能型居宅介護の利用ができます。

- ① 要介護1～5の被認定者であること
- ② 常時医療機関において治療する必要がないこと
- ③ この契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条（介護計画の作成）

- 1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- 3 計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。
- 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うことがあります。

第6条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者が、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

訪問サービスに関する内容	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	医療的ケア（処置）	1 利用者の病状、心身の状況等を確認し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な処置を行います。 ※経管栄養、カテーテル（留置尿道カテーテル等）の管理、点滴・注射：在宅酸素療法、インスリン注射、IVH（中心静脈栄養）の管理、褥瘡（床ずれ）ケア：高度な創傷処置、たんの吸引や人工呼吸器の管理。
	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の調理・介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	医療的ケア（処置）	1 利用者の病状、心身の状況等を確認し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な処置を行います。 ※経管栄養、カテーテル（留置尿道カテーテル等）の管理、点滴・注射：在宅酸素療法、インスリン注射、IVH（中心静脈栄養）の管理、褥瘡（床ずれ）ケア：高度な創傷処置、たんの吸引や人工呼吸器の管理。
	その他	1 利用者の自宅へ訪問し安否確認等を行います。

- 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命

または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合において、事業者は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を家族代表者に報告します。

- 4 事業者は、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（サービスの記録）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、サービス計画の期間満了日から2年間保存します。
- 2 利用者及びその家族（2親等までの血族に限ります。）は、事業者に対し、事業所の業務に支障のない時間において、前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者及びその家族に対して実費相当額を請求できるものとします。

第8条（医療に関する事項）

- 1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要と認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の提携医療機関と連携をとっています。

第9条（利用料等の支払）

- 1 利用者又は家族代表者は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」の記載に従い利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）
- 3 事業者は、利用者又は家族代表者に対し、毎月20日までに、前月の利用料等の請求書を発行します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者又は家族代表者は事業者に対し、前項の利用料等を口座引き落としにて、支払います。
- 5 事業者は、利用者又は家族代表者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は家族代表者に対し、領収書を発行します。
- 6 事業者は、介護保険法令等の変更により介護保険対象サービスの費用として利用者又は家族代表者が支払う利用料金の変更があった場合には、その旨を利用者又は家族代表者に速やかに連絡します。

- 7 事業者は、保険給付対象外サービスの費用として利用者又は家族代表者が支払う利用料金について、消費者物価指数・雇用情勢・その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合は、利用料金を改定します。

第 10 条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用者又は家族代表者から支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は家族代表者に対してサービス提供証明書を交付します。

サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容利用単位、費用等を記載します。

第 11 条（利用者及び家族代表者の権利）

利用者及び家族代表者は、看護小規模多機能型居宅介護のサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人をして尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けない事
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援をうけること（苦情処理相談窓口等は重要事項説明書に記載しています）

第 12 条（利用者及び家族代表者の義務）

利用者及び家族代表者は、看護小規模多機能型居宅介護のサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は家族代表者が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び家族代表者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び家族代表者は協力すること及び家族代表者は協力すること

第 13 条（契約の終了）

次の各号に一つでも該当する場合は、この契約は終了します

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立又は要支援 1・2 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は家族代表者が第 14 条に基づきこの契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づきこの契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受入れが可能となったとき
- ⑥ 事業者がやむを得ない事由により目的施設を閉鎖した場合
- ⑦ 法律の改正などにより目的施設の管理・運営が困難になった場合

第 14 条（利用者の契約解除）

利用者及び家族代表者は事業者に対し、30 日間の予告期間を経て、この契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び家族代表者に対し、次の各号に該当する場合においては、文書による通告した日より 30 日間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 か月以上滞納したとき
- ② 伝染症疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の利用中止の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は家族代表者が故意に法令その他この契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 利用者、家族代表者、その他家族又はその関係者が、故意または過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき

第 16 条（解約時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を終了するときは、事業者が予め他サービスの利用が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び家族代表者に対して、円滑な解約の為に必要な援助を行います。なお、利用者のサービス利用終了までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び家族代表者の負担とします。

第 17 条（損害賠償）

- 1 天災、事変その他の不可抗力によって入居者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負いません。
- 2 事業者は、この契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の管理上の責めに帰すべき事由によって入居者の生命・身体・財産などに損害を及ぼした場合、その損害を賠償するものとします。
- 3 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、家族代表者等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者又は家族代表者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は守秘義務違反の責任を負わないものとします。

第 19 条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、広島地方裁判所又は府中簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを、利用者及び家族代表者、事業者は予め合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び家族代表者、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を二通作成し、利用者及び家族代表者、事業者は記名押印の上、各自その一通を保有します。

年 月 日

契約者氏名

（利用者）

住所 _____

氏名 _____

（家族代表者）続柄: _____

住所 _____

氏名 _____

（身元引受人兼連帯保証人）続柄: _____

住所 _____

氏名 _____

事業者 広島県府中市元町 271 番地 1

有限会社アドバンス

代表取締役 藤岡 秀行

（事業所名 いまから）

個人情報の使用・第三者提供に係る同意書

有限会社アドバンス 御中

●私（利用者）及び私の家族は、貴社が、私及び私の家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用することを確認します。

1. 個人情報

- (1)居宅サービス計画、サービスの提供の記録、通所介護計画、苦情の内容の記録及び事故の状況等の記録など、当該記録に記載された氏名、生年月日、性別、連絡先（住所、郵便番号、電話番号）、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報
- (2)免許証・住民票・被保険者証など公的証明書に関する情報
- (3)金融機関口座に関する情報、決済及びその方法に関する情報等の決裁に関する情報
- (4)顔画像等の特定の個人を識別することができる情報
- (5)その他、利用者様から当社へのお問合せ、ご連絡に関する情報

2. 利用期間

行政により定められた記録保存期間

3. 利用目的

- (1)介護保険法を含むその他の法令に従い、私の介護サービス計画等の作成及び介護サービス計画に基づくサービス等を実施するため
- (2) 介護保険事務のため
- (3)介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、介護保険サービスの提供に伴い発生した会計・経理に関する業務、入退所等の管理及び事故の報告等のため
- (4)サービス担当者会議等のサービス事業者間の連携及びサービス計画作成担当者に対する照会(依頼)のため
- (5)医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応

じた地域団体等との間で連携及び連絡調整を行うため

(6)私の健康状態の急な変化などが生じた場合に私の主治医の意見を求めるため

(7)当法人内外のケアカンファレンス（支援方法の検討会議）のため

(8)私又は私の家族への連絡を行うため

(9)当法人において行われる学生・ボランティア等の実習への協力のため

(10)施設広報紙・ホームページ・フェイスブックなどでの広報活動のため

(11)テレビ・新聞の取材による放送等のため

(12)社内・社外事例発表のため

(13)行方不明時の場合の、早期発見のため

(14)その他上記目的に付随する業務のため

●私及び家族は、貴社が以下のとおり私及び私の家族の個人情報を第三者に提供することに同意します。※5～7
については、いずれかに○をお付けください。

1. 介護保険法を含むその他法令に従い、私の介護保険サービス計画に基づく介護保険サービス等を円滑に実施するため必要となる、サービス担当者会議への参加者などに対する提供
2. 私の主治医や受診する医療機関に対して症状等の説明を含めた個人情報の提供
3. 私の介護保険サービス等の実施に伴う医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との間で連携及び連絡調整を行うための情報提供
4. 私の行方不明時、町内会等地域住民・警察・バス会社に対する氏名・顔写真等の提供
5. 施設広報紙・ホームページ・フェイスブックへの掲載 (可・不可・写真のみ可・氏名のみ可)
6. テレビ・新聞の取材による放送、及び記事への掲載 (可・不可・写真のみ可・氏名のみ可)
7. 社内・社外事例発表会資料への掲載 社内 (可・不可・写真のみ可・氏名のみ可) / 社外 (可・不可・写真のみ可・氏名のみ可)

年 月 日

【利用者】

住所：_____

氏名：_____

【利用者の家族・身元引受人】

住所：_____

氏名 _____

続柄 _____

【家族代表者】

住所：_____

氏名：_____

続柄_____